

# 伊達市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画第5期計画を 策定しました



平成24年4月から平成27年3月までの計画を策定しました。

これに基づき、介護保険料も改定になります

☒ 高齢福祉課介護保険係・高齢者福祉係  
(市役所1階⑤番窓口 ☎23-3331 内線 304・309)

本市の人口は、近年は減少の傾向にあります。そのような中、高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、さらには認知症高齢者も増えていて、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むための方策が必要になっていきます。

そのため、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進し、高齢者がいきいきと暮らせるよう目標を設定。その目標達成に向けたさまざまな施策を推進する計画として「伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画第5期計画」を策定しました。

## 主な高齢者施策

- 通所型・訪問型介護予防事業
- 介護予防講座
- 高齢者等緊急通報サービス事業
- 救急医療情報キット(安心キット)配付事業
- 見守り支援サービス事業
- 食の自立支援事業
- 介護予防地域住民等支援グループ活動事業
- アクティビティ活動事業
- 認知症サポーター養成講座
- 認知症介護者の集い
- 生活援助員による地域見守り実施
- 高齢者等地域見守り活動  
(もしかしてネット)の推進
- 家族介護教室

## 介護保険料改定

この計画では、平成24年度から平成26年度までの保険料額も算定しました。所得段階別介護保険料額は、表のとおりです。

### 変更点

平成23年度までの「第3段階」を「特例第3段階」と「第3段階」に区分し、全体で8段階にしました。

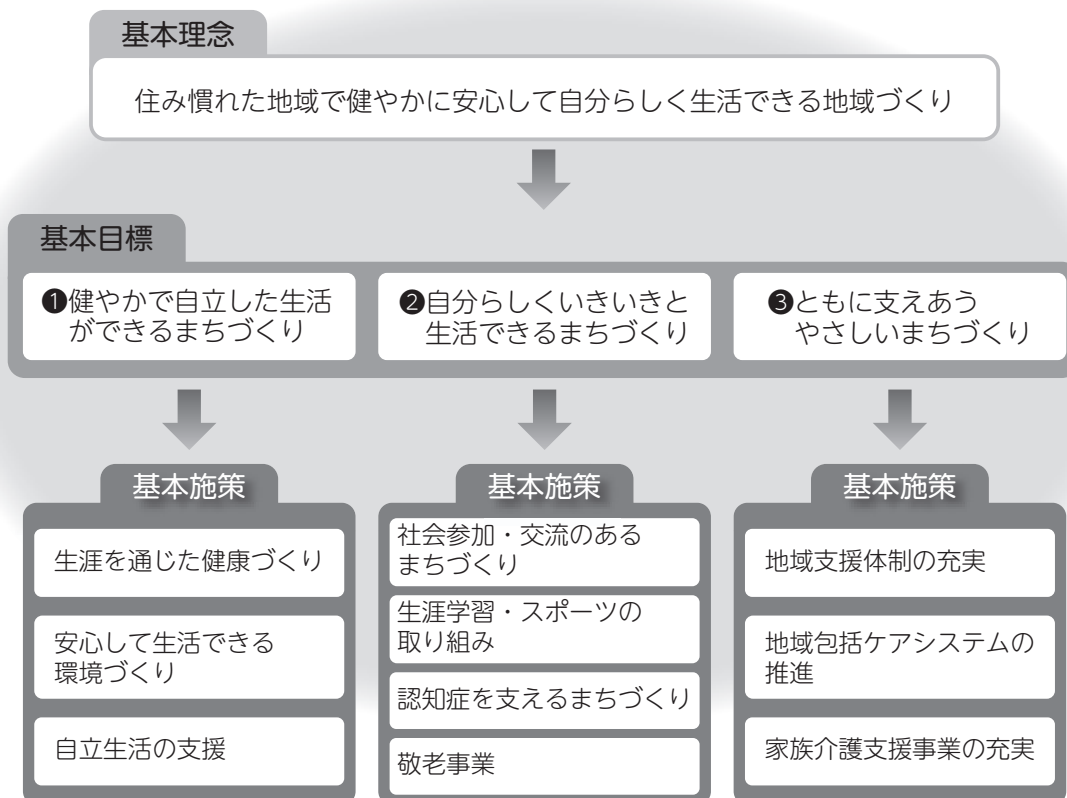
保険料は、介護保険サービスにかかる給付費の見込みと、65歳以上の人口の見込みを推計し算出します。

介護給付費準備基金などからの繰り入れなどを行い、保険料軽減に努め、全国や全道の平均額を下回りましたが、給付費が大幅に伸びる見込みのため、平成21年度から平成23年度までの保険料と比較すると、基準になる第4段階で年間3千700円の上昇になりました。

### 今後の予定

6月上旬に、65歳以上の方(第1号被保険者)の平成24年度保険料額が決定しますので、個別に通知をします。

## 計画の体系



## 所得段階別介護保険料額（年額）

区 分		平成21年度～ 平成23年度	平成24年度～ 平成26年度	増 額 分
第1段階	本人が生活保護受給者、または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	22,500円	24,300円	1,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	29,200円	31,600円	2,400円
特例第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下かつ第2段階以外	33,700円	34,000円	300円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、特例第3段階以外		36,500円	2,800円
特例第4段階	本人が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下かつ他の世帯員が住民税課税	37,300円	40,400円	3,100円
第4段階	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税かつ特例第4段階以外	45,000円	48,700円	3,700円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円未満	56,200円	60,800円	4,600円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上	67,500円	73,000円	5,500円